

令和 3 年度
第 2 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画の
令和 3 年度事業の実施状況

令和 4 年 2 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の概要 (令和3年度～7年度)

基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、令和3年度～令和7年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 県、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目に「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つを基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ①学校教育による学力保障／②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等／③高等学校等における修学継続のための支援
- (2)幼児教育の負担の軽減と質の向上
- (3)就学支援の充実
 - ①義務教育段階の就学支援の充実／②高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／②県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援
- (5)特に配慮を要する子どもへの支援
 - ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援／②特別支援教育に関する支援の充実／③外国人児童生徒等への支援
- (6)地域における学習支援等
 - ①地域学校協働活動における学習支援等／②生活困窮世帯等への学習支援
- (7)その他の教育支援
 - ①子どもの食事・栄養状態の確保／②多様な体験活動の機会の提供／③子育てや修学等に関する相談体制の充実

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

- (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
 - ①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- (2)保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援／②保育等の確保
- (3)子どもの生活支援
 - ①社会的養護が必要な子どもへの支援／②食育の推進に関する支援／③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
- (4)子どもの就労支援
 - ①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／②高校中退者等への就労支援／③子どもの社会的自立の確立のための支援
- (5)住宅に関する支援
- (6)児童養護施設退所者等に関する支援
 - ①家庭への復帰支援／②退所等後の相談支援
- (7)支援体制の強化
 - ①社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化／②市町村等の体制強化／③ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／④生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／⑤相談職員の資質向上

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援
- ③就労機会の確保
- ④保育等の確保

<Ⅳ 経済的支援>

- ①児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- ②児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- ③母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- ④生活保護世帯の子どもへの教育支援
- ⑤教育費負担の軽減
- ⑥医療費の助成
- ⑦養育費の確保に関する支援

<Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組みます。

(関係部局) 総務部・環境生活部・健康福祉部・商工労働部・農林水産部・県土整備部・教育庁

施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 令和3年度における新規・拡充事業の実施状況等

【地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築】

●「あおもりっ子育みプラン21」【拡充】

きめ細やかな学習指導や生活指導を行うため、市町村立小・中学校において少人数学級編成等を実施する。

※現行、小学校1年生から4年生までに実施している33人編成を、小学校5年生に拡充し実施。

【幼児教育の負担の軽減と質の向上】

○「あおもり家庭教育力向上事業」【新規】

地域における家庭教育支援者としての理論や心構えを学ぶ講座を開催し、「あおもり家庭教育アドバイザー」を養成するとともに、養成したアドバイザーを「あおもり親楽プログラム」を使う研修会等に派遣し、家庭教育支援体制の強化を図った。

※家庭教育支援者養成講座：県内2地区で各6回実施25名受講

あおもり家庭教育アドバイザー新規登録：15名

研修会等へのあおもり家庭教育アドバイザー派遣：1回

【就学支援の充実】

●「国公立高校生等奨学のための給付金」【拡充】

●「私立高校生等奨学のための給付金」【拡充】

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を継続して給付した。

※非課税世帯への給付単価の増額（+12,000円～+26,100円）

【地域における学習支援等】

○「学校・家庭・地域連携協働推進事業」【新規】

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後子ども教室を含む）を実施するため市町村への支援を行った。

※補助実績 20市町村（中核市を除く）

「地域学校協働活動 活動例」

地域防災活動、地域環境美化、観光振興、
地域人財を活用したキャリア形成支援、
健康・福祉、伝統芸能継承、農業体験

○「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」【拡充】

県立学校へのコミュニティ・スクールの導入に向け、モデル校を指定し、学校運営協議会制度の仕組みを生かした学校と地域の連携・協働体制の構築を目指す。

※これまで3校に導入し、さらに5校に導入した。計8校。

●「学校を核とした地域づくり推進事業」【拡充】

地域学校協働活動を一層推進し、社会全体で子どもたちの成長を支える仕組みを構築するため、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、普及を図るとともに、地域学校協働活動の理解を深めるため、コーディネーターや教職員等の研修を行った。

※県内4市町村での地域学校協働本部のモデルの構築

地域と学校のコラボレーション研修：県内6地区

地域との連携を担う教職員研修：県内6地区

本部未設置市町村に対する通年サポートの実施

※●ポンチ絵あり

施策の基本方針 2 生活の安定に資するための支援

■ 施策の目標

- ・貧困状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、SOSを出せない子どもや家庭を支援するため、相談支援につなげる子どもの居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組みます。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援施策に取り組みます。

■ 令和3年度における新規・拡充事業の実施状況等

【子どもの生活支援】

●「地域みんなの食育推進事業」【新規】

健全で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った効果的な取組を実施した。

※県内農業高校で園児対象の食農体験会を実施(2園×2回)、小中学校でプロの料理人による調理講座を開催(計8回)、高校生対象の自炊塾を開催(2校)、子育て世代対象のオンライン食育講座を実施(全5回)

●「地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業」【一部新規】

子どもの居場所づくりの取組支援として、運営団体の地域ネットワークを形成するため、県内6地域で情報交換会を開催するとともに、モデル活動事例集を作成し、配布する。また、十和田子ども食堂実行委員会とコラボし、県内6地域で子どもの居場所づくりのPR活動等を実施した。

※情報交換会の開催(6地域各1回、計6回)、モデル活動事例集の作成・配布(小中学校等840か所)、こどもの居場所づくりあおもりキャラバン(6地域各1回、計6回)、フォーラムの開催(1回)

施策の基本方針 3

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。
- ・保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。
- ・また、ひとり親家庭では、保護者の就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至り、不安定な就労形態にある場合が多く、その改善のため、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援施策に取り組みます。

■ 令和3年度における新規・拡充事業の実施状況等

【親の就労支援】

○「母子家庭等自立支援給付費補助事業」(拡充)

ひとり親家庭が自立して安定した生活を送ることができるよう能力開発や資格取得に向けた講座の受講や養成訓練施設における修学を支援した。

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合等の支給期間を3年間から4年間に拡充。

令和2年度:4件→令和3年度:11件

施策の基本方針4 経済的支援

■ 施策の目標

- ・生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活を安定させる観点から重要であり、様々な支援を組み合わせることで世帯の生活の基盤を維持していけるよう支援施策に取り組めます。
- ・また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図るほか、養育費の確保の推進に取り組めます。

■ 令和3年度における新規・拡充事業の実施状況等

○「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校や事業所の臨時休業等に伴う子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給した。

※対象: 児童扶養手当受給者等、児童1人当たり5万円

施策の基本方針5 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

■ 施策の目標

- ・新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮世帯においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況未然に防ぐための支援施策に取り組めます。

■ 令和3年度における新規・拡充事業の実施状況等

【生活環境の変化に対応した支援】

○「母子・父子自立支援員等相談支援体制強化事業」【新規】

県内6か所の県福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員に対して、タブレット端末及び通信機器を配布し、ビデオ通話等を利用した相談支援体制の構築や支援者間での情報共有、国等の実施する研修へのオンラインでの参加等を実施し、相談支援体制の強化を図った。

【就労支援】

●「コロナ禍における離職者等就労支援事業」【新規】

休業者への就労支援として、企業訪問のほか、ハローワークなどの公的機関等から情報収集し、兼業・副業が可能な仕事の掘り起こしを行うとともに、離職者への就労支援として、利便性の高い場所で地域密着型のミニ企業説明会を開催する等した。

※兼業・副業情報サイトの求人登録件数: 228件(12月末現在)、企業説明会の開催: 6回(12月末現在)、求人広告に要する経費を補助: 35件

○「あおもり雇用再生支援事業」【新規】

県内に事業所を有する企業等が、求職者を正規雇用した上で行う人材育成(OJT、Off-JTの研修等)について、参加企業を公募し、委託により実施した。

※応募企業数: 67社、求人数: 84人

○「コロナ禍における新卒未就職者支援事業」【新規】

県内に事業所を有する企業等が、新卒未就職者等を正規雇用した上で行う人材育成(OJT、Off-JTの研修等)について、参加企業を公募し、委託により実施した。

※応募企業数: 43社、求人数43人

【経済的支援】

○「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」【新規】【再掲】

「あおもりっ子育みプラン21」事業費（拡充）

994,617千円

現状と課題

現状

- ◆本県では、きめ細かな学習指導等を行うため、平成14年度から少人数学級編制等を実施
- ◆少人数学級編制は、現在小学校1年生から4年生まで及び中学校1年生を対象に実施
- ◆この少人数学級編制等は、学級経営の改善及び学習指導上や生活指導上の効果に関して、学校から高い評価を得ている
- ◆児童生徒の学力の状況は、小・中学校ともに、全ての教科で、全国平均を上回るか同程度（令和元年度全国学力・学習状況調査）
- ◆いじめの認知件数及び不登校児童生徒数は、増加傾向
 - いじめの認知件数（1,000人当たり）
小学校 H28：62.6件→R1：84.0件
中学校 H28：34.8件→R1：41.0件
 - 不登校児童生徒数（1,000人当たり）
小学校 H28：4.2人→R1：6.4人
中学校 H28：29.5人→R1：32.8人

課題

- ◆新学習指導要領への対応（主体的・対話的で深い学びの実現や外国語科導入等）
- ◆いじめや不登校をはじめとした複雑化、多様化する生徒指導等への対応（未然防止や早期発見・事案対処）
- ◆少人数学級編制の対象となっていない学年への進級時には、学級の人数が増加し、学習面、生徒指導面で対応が難しくなっている

◎国の学級編制の計画的な引き下げ（5年計画）

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（40人→35人）	小2	小3	小4	小5	小6

※小2の35人学級（R2：加配定数→R3：基礎定数）

事業内容

《概要》

きめ細かな学習指導や生活指導をさらに推進するため、「あおもりっ子育みプラン21」による小学校の少人数学級編制等を令和3年度から2年間で計画的に拡充し、全学年で実施

《少人数学級編制等の拡充計画》

	小学校							中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	複式学級	1年生	2年生	3年生
令和2年度 【現行】	33人	33人	33人	33人			1～2年生	33人		
令和3年度	33人	33人	33人	33人	33人		1～4年生	33人		
令和4年度	33人	33人	33人	33人	33人	33人	全年生	33人		

※複式学級は一定の児童数以上の場合には非常勤講師を配置

○国が5年間で小学校全学年を35人学級とすることとしているが、新学習指導要領への対応（外国語科導入、授業時数増加）や、本県のいじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、小学校1年生から4年生までと同様の33人編制で国より早期に小学校5・6年生へ拡充する

《実施経費》

対 象	令和2年度		令和3年度	
	学校数	当初予算額	学校数	当初予算要求額
小学校1年生	20 (8) 校	82,501千円	19 (8) 校	80,079千円
小学校2年生	27 (5) 校	128,438千円	13 (5) 校	58,263千円
小学校3年生	43 (18) 校	170,787千円	46 (25) 校	190,034千円
小学校4年生	34 (14) 校	135,279千円	43 (19) 校	185,582千円
小学校5年生	— 校	—	36 (15) 校	137,847千円
中学校1年生	44 校	236,516千円	50 校	291,962千円
小 計	168 (45) 校	753,521千円	207 (72) 校	943,767千円
小学校複式学級	15 校	30,539千円	25 校	50,850千円
合 計	183 (45) 校	784,060千円	232 (72) 校	994,617千円

※ 小学校の学年1学級規模については、少人数指導。（ ）内数

事業効果

小学校全学年で少人数学級編制等が実施され、今まで以上に児童一人ひとりにきめ細かな学習指導や生活指導が可能となる。



具体的な事業成果

- ◆ 児童の学ぶ意欲が向上し、確かな学力の育成が図られる
- ◆ いじめや不登校等の未然防止や早期発見・事案対処が可能



【今後の方向性】

- 中学校の少人数学級編制の拡充について、引き続き検討する

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和3年度要求・要望額 159億円
 (前年度予算額 136億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

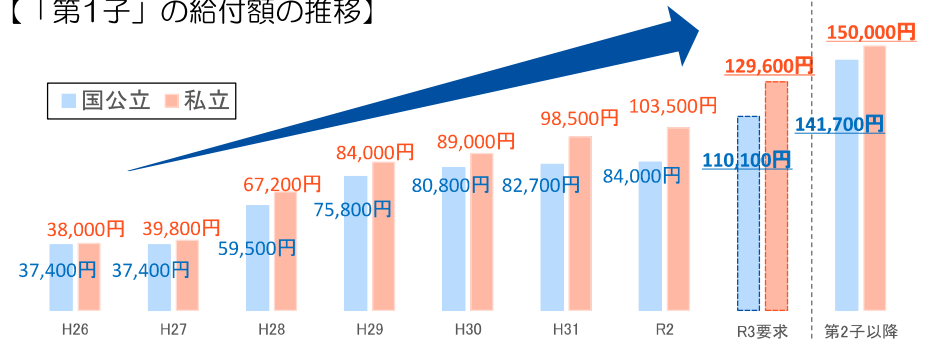
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 - ※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
 - ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 令和3年度概算要求・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
 - ・家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額（非課税世帯について、+12,000円）

【令和3年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 →110,100円（+26,100円）	103,500円 →129,600円（+26,100円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	129,700円 →141,700円（+12,000円）	138,000円 →150,000円（+12,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 →48,500円（+12,000円）	38,100円 →50,100円（+12,000円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
 都道府県 2/3



現状分析と課題

現状分析

- 第3期教育振興基本計画では、2022(R4)年度までに「全小中学校区における地域学校協働活動の推進」が明記されている。
- 地域学校協働本部整備率
本県 42.4% (R2)
(参考) 全国 60.3% (R2)
- 地域学校協働活動実施上の課題のうち、学校・教職員の**理解が不十分**と感じている学校の割合
本県 27.6% (R2)
31.6% (R1)
36.4% (H30)
(参考) 全国 26.5% (H27)

課題

- 地域学校協働本部に対する教職員、市町村教育委員会職員及び地域の理解が不足している。
- 市町村が地域の実態に合った地域学校協働本部の設置を進めるにあたり、参考となる具体的な例が必要。
- 市町村教育委員会に対する個別のサポートが不十分である。

事業の内容（アウトプット）

【概要】

地域学校協働本部の設置をこれまで以上に推進するために、多様な形態による地域学校協働本部のモデルを設置し、地域学校協働本部の普及を図るとともに、地域学校協働活動の理解及び更なる啓発を進める。

取組1 地域学校協働本部構築モデル事業（R2、R3）

県内で**例がない形態**、または**事例が限られている**形態の地域学校協働本部の整備を促し、これまでの学校支援活動にとどまらず、地域学校協働本部が地域との連携・協働を進めながら、地域課題の解決等に取り組むモデルを設置する（県内4地区）。（R2・3）

『地域学校協働本部設置形態』

- ①コミュニティ・スクールを導入している市町村に本部を設置
- ②公民館に本部を設置
- ③中学校区に本部を設置

『活動例』

地域防災活動、地域環境美化、観光振興、地域人材を活用したキャリア形成支援、健康・福祉、伝統芸能継承、農業体験

取組2 地域と学校のコラボレーション研修（R2、R3）

回数：6回（県内6地区×1回）
内容：地域学校協働活動に係る知識と理解を深めるとともに、地域と学校をつなぐために必要なコーディネートの在り方及び学校・地域双方に求められる役割について学ぶ。
対象：地域学校協働活動推進員、家庭教育支援関係者、放課後子ども教室支援員、NPO関係者、県立学校及び小中学校教職員、市町村教育委員会職員
※より多くの関係者が受講するため、希望者には講義をオンラインで配信する。

取組3 地域との連携を担う教職員研修（R3、R4）

回数：6回（県内6地区×1回） ※R2は中止
内容：地域との連携・協働の必要性や地域連携を担う教員としての校内での役割、留意点について研修を行う。
対象：地域連携担当教職員（県立学校及び小中学校教職員）、市町村教育委員会職員
※より多くの関係者が受講するため、希望者には講義をオンラインで配信する。

取組4 学校と地域の連携・協働事例ハンドブック作成（R4）

地域学校協働本部モデルの活動状況等をまとめたハンドブックを作成し、関係各所へ配付する。

取組5 本部未設置市町村に対する設置サポート事業（R3、R4）

取組1：地域学校協働本部未設置市町村を対象に、本部設置に向けた地区ごとの会議を通年でオンライン会議システムにより実施する。先進市町村等からのアドバイスを行い、本部設置に向けた準備をサポートする。（R3・4）
取組2：学校を核とした地域づくり推進カンファレンスを開催する。モデル地区の取組について課題や成果などの事例紹介や情報交換を行い、未設置や設置後間もない市町村の本部設置等を進める。（R4後半）

事業の目指す姿

事業のアウトカム

- 県内の地域学校協働本部整備率の上昇。
(R2 42.4%
→ R4 50.0%)
- 地域学校協働活動実施上の課題のうち、学校・教職員の**理解が不十分**と感じている学校の割合の低下。
(R2 27.6%
→ R4 24.0%)

最終アウトカム

- 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を組織的・継続的に支える仕組みが形成。



- 子どもたちが地域の良さを再発見し、地域に愛着を持つことで、**将来の定住・人口減少の歯止め**につながる。

地域みんなの食育推進事業費（新規）

10,649千円

現状と課題

現状

- 健全な食生活を実践する県民等の増加**
 - 主食、主菜、副菜を基準にバランスのとれた食生活を送っている県民の割合
(目標：80%)
全世代【H28】62.4% → 【R1】71.6%
 - 野菜の摂取量
(目標：1日350g)
成人【H22】265g → 【H28】300g
 - 食育活動に取り組んだ団体数
(目標：80団体以上)
【H28】92団体 → 【R1】124団体
- 家庭生活の状況の多様化**
高齢者を始めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困状態にある子どもに対する支援が全国的な課題に
- 若い世代の「食」への意識の低さ**
 - 1の(1)の割合(20~30代)【R1】55.2%
 - 1の(2)野菜摂取量(20代)【H28】222g

課題

- 地域でライフステージに対応した自主的な食育活動が根付くための環境整備
- 「共食の場」を活用した望ましい食生活の実現
- 若い世代の生活様式に合った効果的なアプローチ

事業内容

全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った効果的な取組を推進する。

1 地域で取り組む食育の推進 2,838千円

(1) 世代に応じた食育の推進

県民のライフステージに対応した食育を、各地域の食育関係者・団体等との連携により実施しながら、併せて食育指導者を育成

- 農業高校生等による園児対象の「食農体験会」
- あおもり食命人による児童対象の「調理講座」
(委託) (あおもり食命人ネットワーク)
- あおもり食育サポーター等による高校生対象の「自炊塾」
- 管理栄養士による働き盛り世代対象の「企業の食生活改善セミナー」
(委託) (青森県栄養士会)

(2) 地域コミュニティによる食育の推進

- 「共食の場」のニーズに応じた食育出前講座（新規）
共食の場（高齢者サロン、子ども食堂等）での食育出前講座
- 「共食の場」ネットワークづくりの支援（一部委託）
地域内での未利用農産物の利用促進や、課題解決・新規取組団体の掘り起こしに向けた情報交換等

2 若い世代等に対する効果的な食育の推進 7,811千円

(1) オンライン食育講座（新規）（一部委託）

「免疫カアップ」や「幼児の食事づくり」等をテーマとした家庭（若者、子育て世代）向け調理講座、動画配信

(2) 野菜で健康大作戦（一部委託）

協力店によるキャンペーン、若者向け啓発資料（コンビニ野菜レシピ集等）の作成等

(3) 食育推進大会（一部委託）

お野菜・お魚クッキング等の体験コーナー、関係団体によるブース出展



事業効果

県内各地域で、関係者の連携・協力による食育の取組が浸透

各地域で共食をする割合が増加



具体的な事業成果（見込み）

- ◆健全な食生活を実践する県民が増加（R5 野菜摂取量350g等）
- ◆食育活動の取組団体数が増加（R1 124団体→R7 150団体）
- ◆食育を意識して活動する「共食の場」の割合が増加（R7 80%）

【今後の方向性】

- 取組1(1)・2については、食命人等の食育指導者による自主的な活動に移行
- 取組1(2)については、より多くの地域関係者を巻き込み、コミュニティの活性化を誘導





地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業（継続）

現状と課題

現状

H30「子どもの生活実態調査」の調査結果

(調査対象者は小学5年生と中学2年生の子どもと保護者)

困窮家庭は13.2%、周辺家庭は18.2%
困窮家庭の保護者のうち
子ども食堂を利用してみたい者は44.1%
学習支援を利用してみたい者は70.1%

- ◆【教育支援】 大学進学を諦める子どもが多い。
- ◆【生活支援】 困った時の相談相手がいない保護者の割合が高い。
- ◆【就労支援】 親の正規職員の割合が低く、夜勤、土日、祝日出勤が多い。
- ◆【経済的支援】 経済的理由で食料を買えないこと、医療機関を受診させないことがある。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 子供の貧困対策に関する大綱の見直し

- ◆市町村による貧困対策計画策定が努力義務化
- ◆子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持つという理念が追加

子ども食堂開設数の全国的な増加

全国2,286か所 (H30.4) ⇒ 3,718か所 (R1.5)
 県内8か所 (H30.2) ⇒ 16か所 (R1.6) ⇒ 30か所 (R2.10)

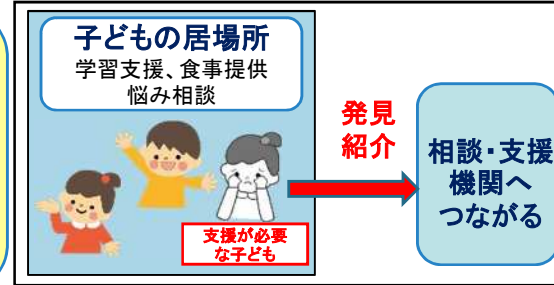
課題

- ◆困っている状態であるということを感じていない又はSOSを出せない子どもや保護者を支援するための仕組が不足
- ◆市町村における子どもの貧困対策への取組が不足
- ◆子ども食堂＝貧困の子どもが集まる場所という固定観念（子どもの居場所づくりを始めても子どもが集まりにくい）

事業内容

貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所」づくりを促進する。

本事業でイメージする「子どもの居場所」とは…
 学習支援や食事提供、悩み相談を行う、家庭や学校以外の多世代が集う子どもの第3の居場所のこと。



1 子どもの居場所づくりの取組支援

- ◆子どもの居場所運営団体の地域ネットワーク形成
 子どもの居場所運営団体と子どもの居場所づくりコーディネーター（R1に60名養成）等を対象に県内6地域で情報交換会を開催



- ◆モデル活動事例集の作成・配布
 社会福祉法人、NPO法人、小中学校等に配布
- ◆フェイスブックを活用した運営団体同士の情報交換・情報発信

2 子どもの居場所づくりの機運醸成

- ◆「こども食堂バス」県内キャラバンの実施（新規）

十和田こども食堂実行委員会とコラボし、県内6圏域で子どもの居場所づくりのPR活動を実施（子ども食堂体験、講演会）



事業効果

既存の社会資源を活用し、参加しやすい居場所づくりを促進することで、捉えにくいと言われる貧困の子どもと保護者に対する必要な支援が届く仕組づくりを推進する。

具体的な事業成果（見込み）

- ◆県内3地域に子どもの居場所運営団体のネットワークを形成
- ◆子どもの居場所づくりコーディネーターを中心に、各地域において子どもの居場所づくりを促進
- ◆県民全体による子どもの居場所づくり推進への機運醸成
- ◆市町村における取組を推進

地域における子どもの居場所づくりの広がり

SOSを出せない子どもや保護者に支援が届く



【今後の方向性】

- 各市町村による取組への関与を拡大していく

平成3年度の取組内容

1 子どもの居場所づくりの取組支援

・子どもの居場所運営団体の地域ネットワーク形成

子どもの居場所運営団体と子どもの居場所づくりコーディネーター（R元年度に60名養成）等を対象に、県内6地域で情報交換会を開催

・モデル活動事例集の作成・配布

社会福祉法人、NPO法人、小中学校等に配布

・フェイスブックを活用した運営団体同士の情報交換・情報発信



【地域とつながる子どもの居場所づくり Facebook】

2【新規】子どもの居場所づくりの機運醸成

・「こども食堂バス」県内キャラバンの実施

十和田こども食堂実行委員会とコラボし、県内6圏域で子どもの居場所づくりのPR活動を実施（子ども食堂体験）

キャラバン終了後、子どもの居場所づくりを全県的に広めていくためのフォーラムをオンラインで開催

・1月29日（土）開催



【こどもの居場所づくりあおもりキャラバン】

地 域	開 催 日 時	開催場所
東青地域	11月21日（日）	外ヶ浜町
中南地域	11月 7日（日）	黒石市
三八地域	12月 5日（日）	八戸市
西北地域	10月31日（日）	五所川原市
上十三地域	12月12日（日）	十和田市
下北地域	11月27日（土）	むつ市
知事表敬	12月17日（金）	青森県庁

平成3年度の取組内容

1 子どもの居場所運営団体の地域ネットワーク形成

「子どもの居場所」ネットワークミーティング

オンライン開催変更版

子ども食堂や学習支援など、さまざまな形で県内でも「子どもの居場所」の活動が広がってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い子どもの活動の休止が続いています。

コロナ禍の多様な影響を受け、生活に困窮する人が増え、感染への恐怖や警戒が強まり、つながりや楽しみの減少などの現象がある中、「子どもの居場所」の存在の重要性を改めて思いめぐらせ、私たちがこれから取り組んでいきたいことをみんなで考えていきます。

○主催 青森県／社会福祉法人青森県社会福祉協議会

○期日及び会場

青森会場	弘前会場	八戸会場
令和3年9月16日(木)	令和3年9月2日(木)	令和3年9月9日(木)
オンライン開催(ライブ配信)に変更になりました。 ※動画の配信は予定しておりませんので、同日同時刻にオンラインでご参加ください。		

○内容

時間	内容
13:00~13:10	開会挨拶 青森県健康福祉部 こどもみらい課長
13:10~13:40	講演「今こそ、子どもの居場所が必要なとき」 【青森会場】青森県立保健大学 教授 反町吉秀氏 【弘前会場】弘前大学 教授 李永俊氏 【八戸会場】八戸学院大学 准教授 佐藤千恵子氏
13:40~14:10	取組発表「“子どもの居場所”発表会」 【青森会場】よこちキッズぶれいす(青森市) 子育てオーダーメイド・サポートこもも(青森市) 【弘前会場】三岳寺子屋(弘前市) こどもレストランあつがる(弘前市) 【八戸会場】健康キャンパス!(八戸市) テクセン子どものひろば てくのろくんち(東北町)
14:20~14:40	行政説明「青森県の子どもの貧困と子どもの居場所づくり」 青森県健康福祉部 こどもみらい課 お申し込みなしでの参加もできます!

各会場 50名まで
参加無料

ネットワークミーティング

「子どもの居場所」

西北五会場 R4年 2月1日(火)
五所川原市 中央公民館
(五所川原市字ツツ谷 504-1)

上十三会場 R4年 1月25日(火)
株式会社青森原燃
テクノロジーセンター
(東北町字乙供 58 番地)

下北会場 R4年 2月8日(火)
むつ市 中央公民館
(むつ市大湊浜町 13-1)

完全オンラインで実施します。詳細はHPをご覧ください。(1.20更新)

時間	内容
13:00~13:10	開会挨拶 青森県健康福祉部 こどもみらい課長
13:10~13:40	講演「今こそ、子どもの居場所が必要なとき」 【西北五会場】弘前大学 教授 李永俊氏 【上十三会場】八戸学院大学 准教授 佐藤千恵子氏 【下北会場】青森県立保健大学 教授 反町吉秀氏
13:40~14:10	取組発表「“子どもの居場所”発表会」 【西北五会場】憩いの広場ここまる(五所川原市) 館岡こども広場JOMON(つがる市) 【上十三会場】ふれあい・あおば食堂(八戸市) テクセン子どものひろば てくのろくんち(東北町) 【下北会場】子ども食堂(金谷みちのく庄)(むつ市) 「まるっと。」(よしの保育園)(むつ市)
14:20~14:40	行政説明「青森県の子どもの貧困と子どもの居場所づくり」 青森県健康福祉部 こどもみらい課
14:40~15:30	「子どもの居場所」なんでも情報交換会
15:30~16:00	「子どもの居場所」個別相談会

ミーティングID: 895 4646 5006、パスコード: 427137

平成3年度の取組内容

2 「こども食堂バス」県内キャラバンの実施(十和田子ども食堂実行委員会とコラボ)



外ヶ浜町(外ヶ浜町中央公民館) 11/21(日)

黒石市(黒石自動車教習所) / 11/7(日)



八戸市(日本たばこ産業八戸支店) 12/5(日)

五所川原市(株式会社今工務店) 10/31(日)



十和田市(北包括支援センター) 12/12(日)

むつ市(眞心堂はやかけホール) 11/27(土)



知事表敬(青森県庁) 12/17(金)

企業の駐車場を借りたことで、企業の方にも関心を持ってもらえた

コロナ禍で在宅時間が
増え、家計の支出がかさん
でいるので助かるetc...

利用世帯
327世帯

居場所づくりの開設につながりそうな事例も...



【令和2年度2月補正】コロナ禍における離職者等就労支援事業費

③32,348千円

現状と課題

現 状

- ◆労働市場における求職者の増加
 - 雇用調整の可能性がある事業所数
685カ所(R2. 5. 29) → 1,666カ所(R3. 1. 22)
 - 解雇等見込労働者数
212人(R2. 5. 29) → 1,441人(R3. 1. 22)
- ◆正社員有効求人倍率の低下
 - 正社員有効求人倍率(原数値)

	R1.12	R2.12	対前年同月比
全国	1.21	-	
青森県	0.94	0.83	▲0.11

- ◆人手不足となっている事業所の存在
県内においては、福祉分野、建設分野など人手不足となっている事業所が存在

課 題

- ◆【休業者】コロナ禍による事業活動縮小の影響による休業者に対して、事業者側の副業・兼業による人材の受け入れニーズを情報提供する取組の実施。
- ◆【離職者】コロナ禍による事業活動縮小の影響による離職者に対して、県内事業所への就労機会を創出する取組の実施。

事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業者や離職者の就労を支援するため、副業・兼業による人材の受け入れニーズの提供や企業説明会などによる就労機会の創出に取り組み、県内における雇用の維持と安定につなげる。

取組 1 休業者の就労支援 (9,411千円)

(1) 副業・兼業による人材の受け入れニーズの開拓

企業訪問のほか、ハローワークなどの公的機関等から情報を収集し、副業・兼業が可能な仕事の掘り起こしを行う。

(2) 休業者と事業所のマッチング

「あおもり副業・兼業情報サイト」を構築し、休業者と県内事業所のマッチングをサポートする。

取組 2 離職者の就労支援 (22,937千円)

(1) 企業説明会による就労機会の創出

ショッピングモールなど利便性の高い場所で地域密着型のミニ企業説明会を開催し、就労機会を創出する。
・10社×4市(青森、弘前、八戸、むつ)×2回開催

(2) 求人広告補助による就労機会の創出

離職者を正規雇用する県内事業所を対象として、広告媒体の利用に要する経費を支援し、就労機会を創出する。
 <対 象> 離職者を資格・経験を問わず正規雇用する県内中小企業
 <補助率> 1/2 (厚生労働省が定める人材確保対策推進事業の対象業種の場合2/3)
 <上限額> 50万円/社

事業効果

- ◆休業者の就労支援を通じた県内事業所における雇用の維持
- ◆離職者等の早期再就職
- ◆県内事業所における人財確保

具体的な事業成果(見込み)

- ◆50社以上がマッチングサイトに登録
- ◆延べ240名が企業説明会に参加
- ◆雇用の維持・安定

